

第 3 編 前期基本計画

(平成22年度～平成26年度)

◆分野別目標像

- 1 ともに支えともに伸びゆく協働のまち
- 2 誇りをもって自立し発展を続けるまち
- 3 個性が結び合い活力を生むまち
- 4 環境にやさしく快適にくらすまち
- 5 ゆたかな心を育み未来へ継承するまち
- 6 すこやかに生きるやすらぎのまち

緑と黒潮が育む
産業・文化・交流都市

MIYAZAKI
にちなん



飫肥城大手門



「道の駅」なんごう



マリンビューアーなんごう



花立公園の桜



猪八重の滝



堀川運河



分野別目標像

1 ともに支えともに伸びゆく協働のまち

基本方針 1

地域自治のしくみづくりと定着

現況と課題

市民にとって生活の場であり、最も身近なまちづくりへの参加の場である自治会は、近年、核家族化、価値観の多様化、高度情報化の進展などにより、地域の連帯意識が希薄化し、地域の課題を解決する力が減退するなど、自治会本来の機能低下が懸念されています。

一方では、防犯・防災、福祉、交通安全などに対する市民の関心の高まりなどによって、地域が直面する課題や、市民が期待する公共サービスの内容はますます多様化し、増大してきています。

そのため、これまで市が担ってきた公共サービスについて、地域の中で活動する団体や、福祉、教育など一定の分野で活動する団体等、多様な主体がその一部を担い、きめ細やかで柔軟な公共サービスの実現を図ることが必要となってきています。

このため、市では、平成17年11月に旧日南市が策定した行財政改革計画である「市政一新計画」を踏まえ、これまで行政主導型であった公共サービスについて、市民と行政がお互いの能力を持ちより、役割を分担し合う、*協働のまちづくりを引き続き取り組むこととしたところです。

この協働を推進するためには、住民自らが地域の課題を認識し、考え行動できる地域自治のしくみを構築することが必要であり、その基盤となる154の自治会をはじめ、地域でまちづくり活動に取り組む様々な*コミュニティ組織の活性化は重要なことです。

さらには、従来のコミュニティ組織では対応できない課題の解決などに取り組む、新たな枠組みでの地域連携組織の構築が、喫緊の課題になってきています。

このようなことから、現在、市では、新たな地域連携組織として設立された東郷地域協議会の活動を支援し、今後は、市内9地区での組織設立や運営を支援していくこととしています。また、その中で、地域の自治を実現するため、コミュニティ組織の主体的な活動を促進できる制度や、市との協調・連携の再構築など、新たな取組も必要となってきています。

施策の体系

1 地域自治を推進するしくみづくり

- (1) コミュニティ組織の活性化
- (2) 地域連携組織の設立支援
- (3) 総合支所、支所・出張所の機能充実

協働
同じ目的のために、協力して物事に取り組むこと。

コミュニティ
地域社会、共同生活体。



施策の展開

1 地域自治を推進するしくみづくり

施策の方針

- 1 地域自治の核となる自治会や、様々な地域の活動団体の活性化を積極的に支援します。
- 2 協働の新たな担い手となる地域連携組織の9地区設立の支援や、その組織の自主的で自立した活動を支援するための権限と財源の移譲を進め、市との協調・連携を深めます。
- 3 市民と市の協働によるきめ細やかな公共サービスの実現を図るため、コミュニティ組織の活動拠点となる総合支所や支所・出張所の機能を高めます。

施策の体系

(1) コミュニティ組織の活性化

- ①自治会組織を維持し、機能がさらに発揮できるよう、自治会と市の連携による自治会未加入者対策の強化と、自治会の統廃合を含めた組織活性化の方策を、ともに研究します。
- ②地域の防犯・防災、教育、交通安全、環境など様々な分野で活動する団体と市の協調・連携を強めるとともに、居住する市職員の積極的な参加を促進します。

(2) 地域連携組織の設立支援

- ①地域連携組織の設立について、モデルの東郷地域協議会の活動を検証し、他地域における設立の働きかけを積極的に行い、設立の支援を行います。
- ②地域連携組織の自主的で自立した運営を支援するため、市の施策に対する意見・提言、補助金等の配分などの権限を付与するほか、現在の各種補助金の見直しや新規の支援制度の創設により、一定の財源を交付できるシステムを構築します。
- ③新たな地域連携組織の区域を、将来は、地方自治法に基づく地域自治区として想定し、組織運営の強化などを支援し、地域自治のしくみを確立します。

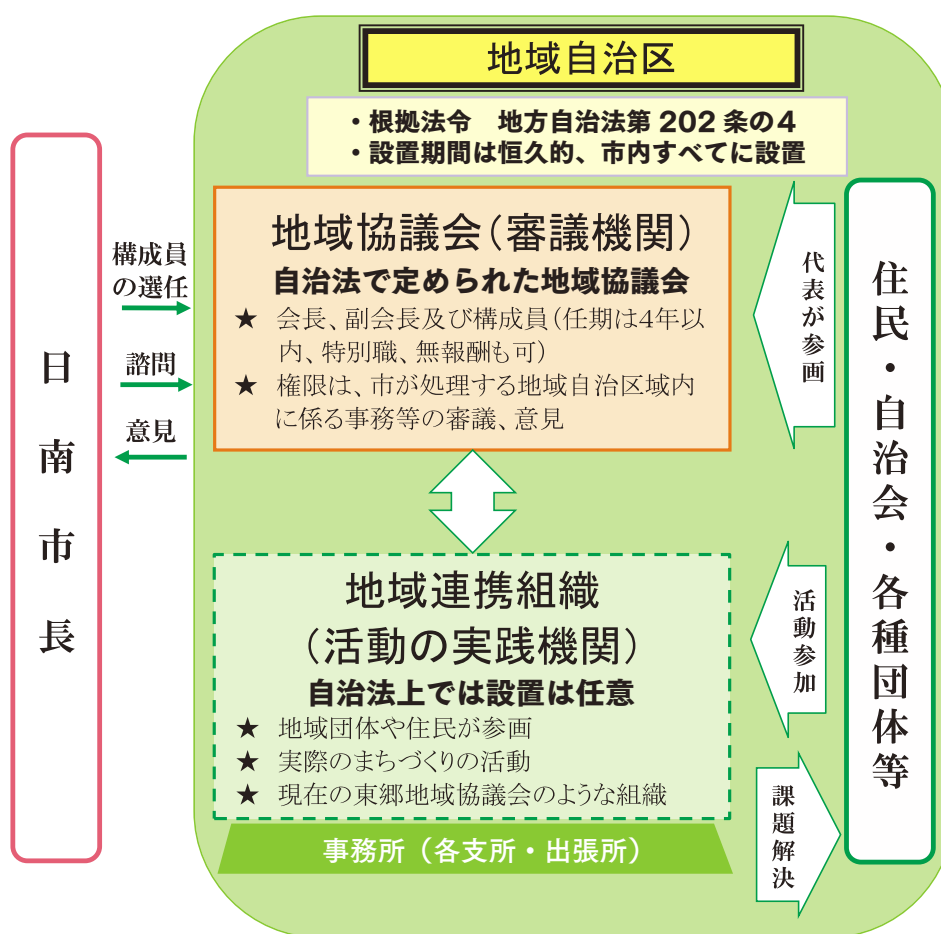


(3) 総合支所、支所・出張所の機能充実

- ①総合支所や支所等が、コミュニティ組織の活動拠点として利用できるよう施設の管理運営、設備、職員体制などのあり方について、コミュニティ組織等とともに研究し、活動を支援できる機能を高めます。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成 26 年度 までの目標値
1	自治会加入率 (区加入世帯/推計世帯数)	87.7%	90%
2	新たな地域連携組織の設立	1地区	市内全域に設立

地方自治法に基づく地域自治区の仕組み



基本方針2

市民活動の支援

現況と課題

近年、自由時間の増大や生活水準の向上等により、市民の社会貢献活動に対する関心が高まりつつある中、現在、市内においても、様々なグループ、団体、さらには、企業が、それぞれの分野で、幅広い社会貢献活動を展開しています。

特に、日南市まちづくり市民協議会やこども・いのち・つなぐ会などのように、一定の地域に留まらず、自らが目指すテーマに基づいた活動を行う市民活動団体が増加しています。

このような中、自治会、青少年育成協議会、PTAなど、地域に根ざしたコミュニティ組織に加え、多様な分野で主体的な活動を展開する市民活動団体や企業などについても、公共サービスの新たな担い手として、その活動に市民の期待が寄せられています。

市民活動団体や企業などは、活動分野における専門性や実行性などの特性に優れ、市民が直面する様々な課題の解決、市民が期待する公共サービスに取り組む市のパートナーとして、新たな協調・連携が求められています。

一方では、市民活動団体においては、ネットワークに欠ける部分があり、活動の拠点となる事務所も有していない状況であることから、自主的で活発な活動を展開するための環境の整備が必要となってきています。

施策の体系

1 市民活動の支援

- (1) 講座・研修会の開催
- (2) 環境の整備と支援制度の拡充
- (3) ネットワークの構築と市の連携



市民活動支援センターの開設準備（市民活動活性化座談会）

1 市民活動の支援

施策の方針

- 1 市民活動団体と市による意見交換、情報共有の機会を設けるとともに、各種講座・研修会などを積極的に開催します。
- 2 市民活動団体が、自主的で自立した活動を展開できる環境の整備や、支援制度の拡充を図ります。
- 3 市民活動団体相互のネットワーク構築を支援し、各団体の活性化と、活動効果を高めます。

施策の概要

(1) 講座・研修会の開催

- ①市民活動団体などを対象とした、団体経営、人材育成などのノウハウを高める講座や研修会を積極的に開催し、団体の自立を促進します。

(2) 環境の整備と支援制度の拡充

- ①市民が運営する市民活動団体の活動拠点、市民への情報発信基地となる市民活動センターの設置と運営を支援します。
- ②*NPOパートナーシップ創造事業をはじめ公用車・備品の貸出し、魅力あるまちづくり実践事業など、既存の支援制度の拡充と、新たな制度の創設を積極的に進めます。
- ③NPO法人の所轄庁として、NPO法の周知と、法人設立の適切な助言を行います。

(3) ネットワークの構築と市の連携

- ①市民活動団体を支援し、市との情報交換や意見交換の窓口の役割を担う、中間支援組織の設立と運営の支援を行います。
- ②中間支援組織を核に、市民活動団体間のネットワーク形成、個々の団体の運営の助言などを行います。

NPO
(NonProfitOrganization)
非営利活動組織。利潤を上げることが目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。

NPO パートナーシップ創造事業
行政とNPOが協力して取り組む事業。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	市民活動支援センターの設置	—	平成22年度までに設置
2	中間支援組織の設立	—	平成22年度までに設立



基本方針3

協働型社会づくり

現況と課題

協働は、市の財政負担を軽減するためのものではなく、市民の生活満足度の向上、市民の福祉の増進を図ることを目的とするものであり、そのために、地域性、市民それぞれの生活環境や様式に応じた、きめ細やかで、柔軟な公共サービスを実現するための手法です。

人のために役立つことをしたいという意識を持った市民が増える中、そのような人々が気軽に社会貢献活動に参加できるための情報提供や、機会の創出が課題となっています。

また、企業も同じく、本来の営利活動とは別の社会貢献活動分野への参画意欲が高まっており、市民活動団体との新たな協働も望まれるところです。

一方、市においても、協働の視点による事業の抜本的な見直しや、協働を推進できる庁内体制の確立、市職員自身の社会貢献活動への積極的な参画促進も、今後の課題となってきています。

施策の体系

1 協働型社会づくり

- (1) 市民の理解促進と機運醸成
- (2) 市役所の体制確立
- (3) 条例制定に向けた取組



日南市市民協働推進フォーラム

1 協働型社会づくり

施策の方針

- 1 市民全体が、社会貢献活動に対する理解を深め、一人ひとりが、積極的に関わっていく機運醸成と機会の創出を図ります。
- 2 コミュニティ組織や、市民活動団体の活動情報を一般市民に提供し、だれでも気軽に、社会貢献活動に参加できる環境をつくれます。
- 3 協働を推進できる市役所の体制を確立し、将来にわたって協働型社会づくりに、市が取り組む姿勢を市民に示します。

施策の概要

(1) 市民の理解促進と機運醸成

- ①市民が、社会貢献活動に関わる機会として、市民ボランティアの日を設け、活動に対する理解促進と、参画の機会創出を図ります。
- ②コミュニティ組織や市民活動団体の活動情報を集約し、広報紙や市ホームページなどを通じた、情報提供を積極的に発信します。

(2) 市役所の体制確立

- ①NPO法人の所轄庁として、NPO法の周知・広報、法人設立の相談と助言を行います。
- ②全ての事務事業について協働の観点での見直しを行い、公共サービスの充実を図るための協働事業へと転換を図ります。
- ③既存の協働庁内推進会議、協働庁内担当者会の拡充を図るとともに、地域と市を結ぶ地域担当職員制度の導入を進めます。

(3) 条例制定に向けた取組

- ①市が未来にわたって、協働型社会づくりに取り組むことを市民に約束するために、仮称市民協働条例の制定に向けた取組を積極的に進めます。
- ②条例制定の取組は、市民が主体となって進め、市民と行政の双方の意見を取り入れ、市民すべてが賛同できる条例づくりを進めます。



施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	市民ボランティアの日の創設	—	平成24年度 までに創設
2	地域担当職員制度の導入推進	—	平成24年度 までに導入
3	仮称市民協働条例の制定	—	平成23年度 までに制定



地域住民による道路の補修作業



協働に関する職員研修会

基本方針 4

市民と行政との情報の共有化

現況と課題

これからのまちづくりは、市民と行政が将来目標を共有していくことが大切です。

行政は、市民がまちづくりに参加、参画するしくみを整備するとともに、行政情報を多様な手段でわかりやすく公表していくことが一層求められています。

そのため、市の施策を適時にわかりやすく広報し、あわせて市民の声を市政に反映することにより、市民が地方自治に積極的に参加できるよう、広報広聴活動に積極的に取り組んでいます。

広報活動として、広報紙やホームページなどの自主媒体、新聞やテレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、雑誌などへの情報提供に取り組んでいます。

また、広聴活動については、「市長と語るまちづくり座談会」を地区・組織・業種・年代別に分けて開催し、市政に対する市民の声をまちづくりに生かすよう努めています。

そのため、青少年や高齢者など、世代や性別に関係なく幅広い層の市民が市政に参加できるよう、わかりやすく、きめの細かい情報の提供を行うとともに、あらゆる分野に関する意見や提言を市政に反映できるよう、*インターネットなどをさらに活用した体制の整備を図る必要があります。

そして、市民の理解や協力、意見を得られるよう広く市の施策の周知や情報の開示を進め、「透明性」・「双方向性」・「平等性」を基本とした広報広聴活動の内容充実を図り、情報共有化に対する市民意識の向上を推進していくことが、課題と言えます。

施策の体系

1 情報の共有化

- (1) 市民活動における情報の共有化
- (2) 広報活動の充実・強化
- (3) 広聴活動の充実・強化
- (4) 情報公開の充実

2 電子自治体の構築

- (1) 電子自治体の構築
- (2) 情報の活用環境の充実

インターネット
世界規模のコンピューター通信網のこと。



施策の展開

1 情報の共有化

施策の方針

- 1 インターネット等を活用し、情報の共有化を促進し、地域内外での新しい交流や協働の場の充実に努めます。
- 2 情報の活用を通じて視野を拡大し、自ら考え自ら行動する積極性と主体性のある人材育成を推進します。

施策の体系

(1) 市民活動における情報の共有化

- ①地域や市民活動に関する情報を総合的に集約・発信し、いつでもだれでも市民活動に取り組むことができるよう、活動に参加する機会を提供していくとともに、市民活動団体のネットワーク化のための情報発信体制の整備を進めます。

(2) 広報活動の充実・強化

- ①市民ニーズに応えた的確な情報の発信と、市民総参加によるまちづくりを推進するため、既存の広報紙に市民が知りたい様々な情報を掲載することで、広報活動のより一層の充実を図ります。
- ②新聞、テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、雑誌、インターネットなどを積極的に活用し、幅広い層の市民に対し、的確な情報提供を行います。

(3) 広聴活動の充実・強化

- ①市民との対話を基本にした広聴活動を重視し、「市長と語るまちづくり座談会」を開催します。
- ②市民の相談や要望に応えられるよう各種行政相談を充実します。
- ③インターネットやご意見箱、*パブリックコメントなどで出された市民からの意見を集約して、市民の声をまちづくりに反映します。

パブリックコメント
行政の政策立案過程
で住民の意見を募る制
度（意見公募手続）の
こと。



(4) 情報公開の充実

- ①情報公開条例と個人情報保護条例の制度概要を広く市民に周知し、*情報公開制度の利用しやすい環境づくりに努めます。
- ②本市が保有する行政情報を広く公開し、公正で開かれた市政運営に努め、市民参加による住みよいまちづくりを推進します。
- ③情報共有の要である広報紙や市ホームページの内容について、市民によりわかりやすいよう、工夫し発展させます。また、防災行政無線や市ホームページ等を活用し即時性のある情報を提供します。
- ④文書管理の充実と徹底を図りながら、個人情報の保護に留意するとともに、公文書の公開と閲覧の円滑化に努めます。

施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成26年度 までの目標値
1	日南市ホームページの 訪問者（アクセス）数	22,600件/月	50,000件/月



市長と語るまちづくり座談会

情報公開制度

行政機関などの持っている情報を知りたいと思うときにだれもが自由に知ることができるよう、知る権利を制度的に保障し行政機関などに開示の義務づけを行う制度。



施策の展開

2 電子自治体の構築

施策の方針

- 1 インターネットをはじめとする総合的な情報通信ネットワークとデータベースの構築により、情報の共有化、行政事務の効率化・迅速化を進めます。
- 2 地域情報化の推進を図るとともに、市民がいつでも手軽に電子申請や届出、公共施設の予約等のサービスが利用できる環境を整備します。

施策の概要

(1) 電子自治体の構築

- ①住民情報、税情報等の基幹業務系システムをはじめ、既存システムの充実を図るとともに、電子地図情報を庁内で共有する*統合型GISの整備や各種事務の電算化を進め、市民サービスの向上と効率的な事務処理に努めます。
- ②行政手続のオンライン化や*ワンストップサービス化等を推進するため、*電子自治体の実現に努めます。
- ③住民基本台帳カード・公的個人認証サービスの普及推進に努めるとともに、公共施設の予約等のサービス充実を推進します。
- ④国や県、他の地方公共団体との連携による総合行政ネットワークの活用を図ります。

(2) 情報の活用環境の充実

- ①安心、安全で便利な市民生活の実現を図るため、保健、医療、福祉、環境、防災、交通、教育など市民の暮らしに身近な分野の情報サービスの向上を図ります。
- ②本市産業の競争力の強化や新たな産業の創出を図るため、生産と販売を直結する情報活用環境や*電子商取引環境の高度化を促進します。
- ③子どもから大人まで市民一人ひとりが情報通信ネットワークを十分に活用できるよう、情報活用に関する教育や技能講習会の充実を図ります。
- ④情報セキュリティ対策を強化させ、市民の個人情報等の重要な情報の保護に努めます。

統合型GIS

複数の部署がそれぞれに持つ地図情報を各部署で共用できるようにし、効率的、効果的に庁内横断的な利用を可能にするシステム。

ワンストップサービス

1ヶ所の窓口で届出・申請などの手続きを行うことができるサービス。

電子自治体

高度に電子化された市民サービス・業務システムを、インターネットなどを利用したオンラインで市民に提供できる自治体。

電子商取引

ネットワーク上で商取引の一部または全部を電子的に行うこと。



施策指標		現況・実績値 (平成21年度現在)	平成 26 年度 までの目標値
1	統合型GISの整備	—	GISシステム 構築
2	公的電子申請件数の普及促進	(H20発行件数) 429	600



キオスク端末

